

[事案 28-31] 契約無効請求

・平成 28 年 9 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明により、契約内容を誤認したことを理由として、契約の無効ないし取消しと一時払込保険料全額の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 27 年 7 月に契約した年金保険について、募集人からは毎年 18 万円「もらえる」と言われたので、毎年 18 万円を 10 年間もらえて、最後に保険料相当額が戻ってくる商品であると誤認したものであるため、契約を無効ないし取消しとし、一時払込保険料全額を返還してほしい。

<保険会社の主張>

募集人は、契約内容について、保障設計書を用いた上で適切に説明しており、仮に申立人に誤認があったとしても、申立人の重大な過失によるもので、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約の無効ないし取消しと一時払込保険料全額の返還は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。